

## 経営改善支援センター事業に係る消費税の取扱い等について

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴う「経営改善支援センター事業に係る消費税の取扱いについて」下記の要領にて取扱いをさせていただきます。

### 1. 基本的な考え方

(1) 支援業務終了時（役務提供の完了時）における消費税率を適用することとなります。

①令和元年9月中に支援業務が終了した場合

→「申請者自己負担額」、「センター支払額」ともに消費税率8%を適用

②令和元年10月1日以降に支援業務が終了した場合

→「申請者自己負担額」、「センター支払額」ともに消費税率10%を適用

※支援業務終了の時期について

◆経営改善計画策定支援

→計画策定後、全金融機関（信用保証協会を含む）の同意書が発出された日

◆早期経営改善計画策定支援

→計画策定後、金融機関に計画書を提出し、受取書が発出された日

◆モニタリング業務

→モニタリング実施日（複数日にまたがる場合は最終日）

※モニタリング実施日とはモニタリング会議又は金融機関にモニタリング報告を実施した日

※当事業は「令和元年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置」（国税庁）の適用対象外です。

(2) センターからの費用支払について、利用申請時に提出された費用総額を超えた費用は対象外としておりますが、利用申請時に提出した費用総額の消費税率が8%であった場合、上記取扱いに基づき10%の消費税率を適用します。なお、消費税の増額分だけ利用申請時の費用総額を実際の費用支払額が上回っても問題ないものとします。

(例)

【利用申請時：消費税率8%】

■申請者支払予定額

21.6万円（消費税1.6万円）

■センター支払予定額

43.2万円（消費税3.2万円）

【費用支払額：消費税率10%】

■申請者支払額

22万円（消費税2万円）

■センター支払額

44万円（消費税4万円）

■費用総額

64.8万円（消費税4.8万円）

■支払総額

66万円（消費税6万円）

2. 留意事項

(1) 消費税の増額分を含めて支払対象とすることができますが、消費税を含む上限額  
（①経営改善計画策定支援事業：総額200万円、②早期経営改善計画策定支援事業：総額20万円（うちモニタリング費用の上限は5万円））を超えた支払いはできません。

(2) 消費税率10%を適用する支払いについて、消費税率8%で利用申請された税込単価を据え置いた場合、利用申請時と支払申請時の税抜単価が相違することとなるため、支払いはできません。

（例）税込単価10,000円を据え置いた場合

- ・利用申請時：消費税率 8%→税抜単価9,260円
- ・費用支払時：消費税率10%→税抜単価9,091円

※税抜単価が利用申請時と相違することになります。

(3) 複数回のモニタリング費用の申請をまとめて行う場合、適用する消費税率は、各回のモニタリング実施日より判断することとなります。

なお、経営改善計画策定支援のモニタリング費用申請につきましては、複数回実施のため消費税率8%と消費税率10%適用の申請を別々にお問い合わせ致します。

以 上